

## 北広島市災害廃棄物処理計画 概要版

### 1 計画の目的

本計画は、地震や風水害などの災害からの早期復興、公衆衛生上の支障の防止のために、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民生活の速やかな復旧を図るために策定するものである。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、環境省策定による災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、北広島市地域防災計画や北海道地域防災計画、北海道災害廃棄物処理計画との整合を図るものとする。

### 3 本計画で想定する災害

北広島市で想定される地震災害・風水害の被害のうち、廃棄物の発生量が最大と推計される野幌丘陵断層帯による地震への対応を中心とした計画とする。

表1：被害が最大と想定される地震と被害想定

地震	野幌丘陵断層帯による地震
地震規模	マグニチュード7.5
市内最大震度	震度7
建物被害	全壊295棟
	半壊963棟
災害廃棄物発生量	56,664 t
人的被害	死者6名
	負傷者187名
避難者数	7,930人

#### 4 対象とする廃棄物

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である「生活ごみ」「避難所ごみ」「し尿」と、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物である「災害廃棄物」とする。

表2：想定する最大被害時に発生する災害廃棄物発生量の推計

種類	推計発生量
生活ごみ	約35 t /日
避難所ごみ	約5 t /日
し尿	約14 k L /日
災害廃棄物（片付けごみ）	約56,664 t
災害廃棄物（がれき等）	

#### 5 災害廃棄物等の処理方針

災害廃棄物等の処理は、表3の処理方針に拠る。

表3：災害廃棄物の処理方針

処理方針	内容
①衛生的な処理	一度に多量の廃棄物が発生するが、防疫のために生活衛生の確保を最優先事項として対応する。
②迅速な対応・処理	発生状況、道路や廃棄物処理施設の復旧状況等、様々な状況が刻々と変化するため、常に最新の情報を得て分析・判断を行い、迅速な対応を行う。
③計画的な対応・処理	仮置場を適正に配置し、最大限効率的な処理体制を構築するため、各廃棄物処理施設の処理能力の的確な把握に努める。被害が甚大で、既設市有処理施設での対応が困難となる場合には、他自治体への協力要請、仮設処理施設の設置、埋立地の造成の前倒しを検討する。
④環境に配慮した処理	石綿飛散防止対策、有害廃棄物・処理困難物の適正保管・処理、不法投棄の防止等、環境保全に配慮した対応をとるものとする。仮置場等の設置・運営にあたっては、土壌汚染の防止など周辺環境に配慮した運用に努めるとともに、火災防止、保管廃棄物の飛散防止の設置等、十分な対策を行う。
⑤リサイクルの推進	可能な限り発生現場で分別を行うとともに再資源化に配慮した処理方法を選択することで、災害廃棄物のリサイクル推進と埋立処分量の軽減を図る。
⑥安全な作業の確保	収集運搬、処分は、通常の廃棄物とは異なる事態の発生が予想されるため、作業の安全を確保するための必要な備品の手配及び管理、作業地区、仮置場等の状況把握を徹底し、作業の安全性確保を図る。

## 6 組織体制

- ・災害発生時に災害対策本部が設置された場合は、速やかに環境衛生班を設置する。
- ・市単独で処理できない場合は、災害時の協力・支援に関する協定を締結している国・道・他自治体や民間事業者へ協力を要請する。

## 7 災害廃棄物等処理の具体策

発災後の主要な業務スケジュールは表4のとおり。

表4：発災後の主要な業務スケジュール

	生活ごみ・避難所ごみ・ 災害廃棄物（片付けごみ）	し尿	災害廃棄物（がれき等）
初動期 （24時間まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車や処理施設の被害状況確認</li> <li>・ステーションの状況等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車、処理施設の被害状況確認</li> <li>・必要仮設トイレ数確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量推定</li> <li>・処理施設の状況確認</li> </ul>
災害発生初期 （3日目まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみ収集体制の一部復旧</li> <li>・避難所ごみ収集開始</li> <li>・市民仮置場（片付けごみの）設置開始</li> <li>・応援要請・受援体制構築</li> <li>・市施設でのごみ処理体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置</li> <li>・し尿収集開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場の設置開始</li> <li>・災害廃棄物の一部受入</li> </ul>
応急期 （14日目まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみ、避難所ごみの収集継続</li> <li>・処理施設の応急復旧</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の本格受入</li> <li>・家屋等の公費解体の検討開始</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収集体制へ移行</li> <li>・処理施設の本格復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収集体制に移行</li> <li>・仮設トイレの撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次仮置場の設置</li> <li>・災害廃棄物の本格処理</li> <li>・家屋等公費撤去手続開始</li> </ul>

それぞれの廃棄物に対する具体的な対応は以下のとおり。

### ○生活ごみ・避難所ごみの具体的な対応

- ・生ごみ等の腐敗性廃棄物や使用済み携帯トイレ等の衛生面から保管に問題が生じるごみを優先して収集する。
- ・家庭ごみ収集委託業者の収集運搬体制を速やかに整える。
- ・収集運搬体制の被害状況に応じて他自治体等への応援を要請する。

#### ○し尿の具体的な対応

- ・断水等により避難場所の水洗トイレが使用できない場合、仮設トイレの設置を協定締結業者に依頼する。(仮設トイレ設置までは備蓄簡易トイレで対応。)
- ・し尿の収集運搬及び処理は通常時における体制を基本とし、収集運搬車両が不足する場合には、他自治体等への応援を要請する。
- ・し尿処理施設の処理能力を超える量のし尿が発生した場合には、下水道施設への投入を検討する。

#### ○災害廃棄物（片付けごみ）の具体的な対応

- ・復旧のために早急に排出の必要がある災害廃棄物の排出場所を確保するため、発災初期にごみステーションによる通常収集が困難な場合に市民仮置場を設置する。
- ・設置場所は被災状況に応じて被災地区に近い場所とし、地域の要望を把握し、設置する場所や時期、管理運営方法等について地域と相談する等、理解・協力を得ながら設置する。

#### ○災害廃棄物（がれき等）の具体的な対応

- ・災害廃棄物は国のブロック行動計画や北海道災害廃棄物処理計画を踏まえ、最長3年で処理を完了することを目指す。
- ・災害廃棄物処理は①一次仮置場で一時的な保管及び粗分別②二次仮置場で細分別及び破碎処理③処理施設等で再資源化または最終処分の流れで処理する。
- ・損壊家屋等の撤去は、原則として所有者が実施するが、公費による撤去についても検討する。撤去を行う場合には、通行上の支障や倒壊の危険性がある損壊家屋を優先する。石綿含有建築材を使用した損壊家屋の撤去を行う場合には環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」を参照して、安全に配慮する。
- ・仮置場は平時から可能な限り候補地を検討しておき、発災後に必要面積、収集運搬、処理先等の条件を考慮して選定する。一次仮置場候補地は、災害発生時に他の用途予定地との重複がないよう、他部局との調整を行いながら検討する必要がある。二次仮置場は北広島市クリーンセンターを候補地とする。